

平成 29 年度  
保育士資格・幼稚園教諭免許状取得  
特例講座

募 集 要 項

埼 玉 学 園 大 学

## 【概要】

認定こども園法の改正（平成 24 年 8 月公布）により、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、新たに「幼保連携型認定こども園」が制度化（平成 27 年 4 月施行予定）されることとなりました。「幼保連携型認定こども園」は学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することを原則としています。

「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行措置として、改正認定こども園法の施行後 5 年間は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務できる経過措置を設けておりますが、5 年後も保育教諭として勤務するためには、両方の免許状・資格を取得している必要があります。

このため、経過措置期間中に幼稚園教諭免許状または保育士資格を有し一定の実務経験を有する者を対象として幼稚園教諭免許状または保育士資格の取得に必要な単位数等の特例を設け、免許状・資格の併有を促進することとなりました。

本学では、この特例措置に対応し、以下の二つの特例コースを開講いたします。

## 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得のための特例コース

### 【出願資格】

出願資格は、次の各号のすべてに該当する者とします。

1. 基礎資格として幼稚園教諭免許状を有する者であること。
2. 幼稚園教諭としての実務経験を 3 年以上かつ実労働時間が 4,320 時間以上（複数施設における合算でも可能）有している者であること。又は、保育士証申請時までには有する見込みである者。ただし、基礎資格を有する前の実務経験は含むことはできません。

\*実務経験の対象となる学校又は施設は、以下の通りです。個々の施設が対象であるかどうかについては、勤務先、又は勤務地の教育委員会・保育主管部局へ必ず事前にご確認ください。

- (1) 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む）
- (2) 認定こども園
- (3) 保育所
- (4) 公立の認可外保育施設
- (5) へき地保育所
- (6) 幼稚園併設型認可外保育施設
- (7) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設

ただし、以下の施設を除く

- ①当該施設を使用する児童の半数以上が一時預かり（入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの）による施設
- ②当該施設を利用する児童の半数以上が 22 時から翌朝 7 時までの全部又は一部の利用による施設

## 【講習期間・開講科目等】

(1) 講習期間は、平成29年8月2日(水)～4日(金)、8月21日(月)～30日(水) 日曜日を除く12日間。

\* 予備日：8月31日(木)

(2) 開講する科目と時限は、次の通りです。

特例科目	科目の内容	単位数	担当者 (予定)	開講日・授業時間・回数	備考
乳児保育	乳児保育	2	関根久美 山本智子	8/ 2(水)～ 4(金) 1時限～5時限 15回	各科目の最終日に 試験を実施
相談支援	家庭支援論 保育相談支援	2	杉浦浩美 井上清美	8/21(月)～23(水) 1時限～5時限 15回	
福祉と養護	社会的養護 社会福祉 児童家庭福祉	2	藤原あや 小堀哲郎	8/24(木)～26(土) 1時限～5時限 15回	
保健と食と栄養	子どもの保健 I 子どもの食と栄養	2	堀田正央 近藤清華	8/28(月)～30(水) 1時限～5時限 15回	

<授業時間>

1時限 9：00～10：30      2時限 10：40～12：10      3時限 13：00～14：30

4時限 14：40～16：10      5時限 16：20～17：50

\*テキスト、参考書、評価方法等の詳細は、シラバスに掲載します。

## 【出願期間】

平成 29 年 4 月 3 日(月)～6 月 30 日(金)

\* 出願期間終了前に定員に達した時点で、受付を終了します。

## 【出願書類】

出願に必要な提出書類は、以下のとおりです。

- (1) 保育士資格取得特例コース受講申込書（本学所定用紙）
- (2) 幼稚園教諭免許状の写し（裏面に記載がある場合は裏面のコピーも必要です。）
- (3) 写真2枚（タテ4cm×ヨコ3cm/3か月以内撮影/正面・上半身・脱帽）  
1枚は受講申込書に貼ってください。もう1枚は受講生証に使用します。

## 【受講定員】

各科目 40 名

\*各科目につき、受講申込人数が最少開催人員 10 名に達しない場合は、当該科目は開催を中止させていただくことがあります。なお、中止の場合は、本学から電話又はメールにてご連絡いたします。

## 【受講料等】

- ・検定料：3,000 円  
(本法人の職員及び本法人が設置する大学等の卒業生は無料です。一度振込みした検定料は、返還いたしません。)
- ・受講料：1 単位につき 10,000 円 \*受講料の他にテキスト代がかかる場合があります。  
(本法人の職員及び本法人が設置する大学等の卒業生は 1 単位につき 5,000 円)

## 【申込方法】

①受講申込書（本学ウェブサイトからダウンロードしたものを使用してください。）を教務課宛に郵送。



②検定料・受講料の振込（必要書類確認後、受講許可候補者証と検定料・受講料振込書をお送りします。）

## 【その他】

- (1) 単位を与えられた受講者には、特例科目を活用して保育士試験を受験する際に必要な「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書」を申込書に記入された住所に郵送します。  
(10月上旬予定)
- (2) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例で取得した単位は、資格取得のみに有効です。
- (3) 法律上、保育教諭として保育士と幼稚園教諭の両方の資格が必要となるのは、「幼保連携型認定こども園」のみです。
- (4) 「定期券用の通学証明書」「学生旅客運賃割引書（学割）」の交付は受けられません。
- (5) 外国籍の方は、事前に教務課までご相談ください。

### 【お申込み・お問合せ先】

〒333-0831 埼玉県川口市大字木曾呂 1510 番地  
埼玉学園大学教務課  
(TEL) 048-294-1110 (FAX) 048-294-0294

## 【特例制度による保育士資格の取得について】

本来、保育士資格の取得は、保育士試験事務センターが実施する保育士試験を受験・合格し、保育士登録の申請をすることが必要です。しかし、この特例制度を利用した場合、取得した4科目8単位によって、全ての科目の免除申請を行うことができます。免除申請を行うには、所定の単位を修得後、①「専修証明書」と②「実務に関する証明書」の書類が必要になります。申請は各自の責任において行っていただきます。保育士試験事務センターのホームページで確認してください。

### ① 専修証明書

単位を取得した大学が発行します。正式には「幼稚園教諭免許所持者保育士試験免除科目専修証明書（特例教科目）」です。

### ② 実務に関する証明書（実務証明書）

勤務した施設等が発行します。

- ・特例科目取得による保育士の資格申請には、学校・施設等における実務経験が3年以上（勤務時間の合計が、4,320時間以上）あることが必要です。（産前・産後休暇、育児休業や休職期間は含まれません。また、時間数は実労働時間です。）
- ・この実務経験は、保育士試験事務センターへ受験申請するまでに満たす必要があります。

◆詳細については、厚生労働省又は保育士試験事務センターの、次のページをご覧ください。

【特例制度】厚生労働省

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/hoiku/tokurei/html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/tokurei/html)

【保育士試験関連】保育士試験事務センター

<http://www.hoyokyo.or.jp/exam/>

## 保育士証を有する者の幼稚園教諭免許状取得のための特例コース

### 【出願資格】

出願資格は、次の各号のすべてに該当する者とします。

1. 基礎資格として保育士証を有する者であること。
2. 保育士としての実務経験を3年以上かつ実労働時間が4,320時間以上（複数施設における合算でも可能）有している者であること。又は、幼稚園教諭免許申請時までには有する見込みである者。ただし、基礎資格を有する前の実務経験は含むことはできません。

\*実務経験の対象となる学校又は施設は、以下の通りです。個々の施設が対象であるかどうかについては、勤務先、又は勤務地の教育委員会・保育主管部局へ必ず事前にご確認ください。

- (1) 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）
- (2) 認定こども園
- (3) 保育所
- (4) 公立の認可外保育施設
- (5) へき地保育所
- (6) 幼稚園併設型認可外保育施設
- (7) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設

ただし、以下の施設を除く。

- ① 当該施設を使用する児童の半数以上が一時預かり（入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの）による施設
- ② 当該施設を利用する児童の半数以上が22時から翌朝7時までの全部又は一部の利用による施設を除く。

### 【講習期間・開講科目等】

- (1) 講習期間は、平成29年8月2日（水）～4日（金）、8月21日（月）～30日（水） 日曜日を除く12日間。

\*予備日：8月31日（木）

- (2) 開講する科目と時限は、次のとおりです。

教職免許法施行規則科目	内容	特例科目	単位数	担当者（予定）	開講日・授業時間・回数	備考
教育の基礎理論に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育社会学	2	布村育子 鈴木 匡	8/ 2(水)～ 4(金) 1時限～5時限 15回	各科目の最終日に試験を実施
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容	教職概論	2	松永幸子 小川房子	8/21(月)～23(水) 1時限～5時限 15回	
教育課程及び指導法に関する科目	保育内容の指導法、教育の方法及び技術	保育内容の指導法	2	梅澤 実 笠井かほる 森本昭宏	8/24(木)～26(土) 1時限～5時限 15回	
	教育課程の意義及び編成の方法	幼児教育課程論	1	赤津純子	8/28(月) 1時限～5時限 8/29(火) 4・5時限 7回	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論及び編成の方法	幼児心理学	1	高橋 誠	8/29(火) 1時限～3時限 8/30(水) 1時限～5時限 8回	

< 授業時間 >

1時限 9：00～10：30      2時限 10：40～12：10      3時限 13：00～14：30  
4時限 14：40～16：10      5時限 16：20～17：50

\*テキスト、参考書、評価の方法等の詳細は、シラバスに掲載します。

## 【出願期間】

平成 29 年 4 月 3 日(月)～6 月 30 日(金)

\* 出願期間終了前に定員に達した時点で、受付を終了します。

## 【出願書類】

出願に必要な提出書類は、以下のとおりです。

- (1) 幼稚園教諭免許取得特例コース受講申込書（本学所定用紙）
- (2) 保育士証の写し（裏面に記載がある場合は裏面のコピーも必要です。）
- (3) 写真 2 枚（タテ 4 c m × ヨコ 3 c m / 3 か月以内撮影 / 正面・上半身・脱帽）  
1 枚は受講申込書に貼ってください。もう 1 枚は受講生証に使用します。

## 【受講定員】

各科目 40 名

\* 各科目につき、受講申込人数が最少開催人員 10 名に達しない場合は、当該科目は開催を中止させていただくことがあります。なお、中止の場合は、本学から電話又はメールにてご連絡いたします。

## 【受講料等】

- ・ 検定料：3,000 円

（本法人の職員及び本法人が設置する大学等の卒業生は無料です。振込みをした検定料は、返還しません。）

- ・ 受講料：1 単位につき 10,000 円 \* 受講料の他にテキスト代がかかる場合があります。

（本法人の職員及び本法人が設置する大学等の卒業生は 1 単位につき 5,000 円）

## 【申込方法】

①受講申込書（本学ホームページからダウンロードしたものを使用してください。）を教務課宛に郵送。



②検定料・受講料の振込（必要書類確認後、受講許可候補者証と検定料・受講料振込書をお送りします。）

## 【その他】

- (1) 単位を与えられた受講生には、教育職員検定を申請する際に必要な「学力に関する証明書」を申込書に記入された住所に郵送します。（10 月上旬予定）
- (2) 「保育士証を有する者の幼稚園教諭免許取得特例」で取得した単位は、免許取得のみに有効です。
- (3) 法律上、保育教諭として保育士と幼稚園教諭の両方の資格が必要となるのは、「幼保連携型認定こども園」のみです。
- (4) 「定期券用の通学証明書」「学生旅客運賃割引書（学割）」の交付は受けられません。
- (5) 外国籍の方は、事前に教務課までご相談ください。

### 【お申込み・お問合せ先】

〒333-0831 埼玉県川口市大字木曾呂 1510 番地  
埼玉学園大学教務課

(TEL) 048-294-1110 (FAX) 048-294-0294

## 【特例制度による幼稚園教諭の免許取得について】

幼稚園教諭の免許取得には、単位取得後、都道府県教育委員会に「教育職員検定」の申請をする必要があります。「教育職員検定」の内容は、各都道府県によって異なります。申請は各自の責任において行っていただきます。詳細は、都道府県の教育委員会にお問い合わせください。(一般的には、出願調書、人物に関する証明書、学力に関する証明書、実務に関する証明書、身体に関する証明書等によって判定されます。)

### ① 学力に関する証明書

単位を取得した大学が発行します。

- ・本学の「保育士証を有する者の幼稚園教諭免許取得特例コース」により修得した単位は、「教育職員検定」を受ける際の「学力に関する証明書」に該当します。
- ・複数の大学で単位を取得し、併せて提出することも可能です。

### ② 実務に関する証明書（実務証明書）

勤務した施設等が発行します。

- ・特例制度による幼稚園教諭の免許取得には、学校・施設等における実務経験が3年以上（勤務時間の合計が、4,320時間以上）あることが必要です。（産前・産後休暇、育児休業や休職期間は含まれません。また、時間数は実労働時間です。）

◆詳細については、文部科学省の次のページをご覧ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/1339597.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339597.htm)

◆受講会場交通アクセス

## Map



●JR 武蔵野線・埼玉高速鉄道線「東川口駅」下車スクールバス(無料)9分

●JR 武蔵野線「東浦和駅」下車徒歩15分

\*スクールバスの時刻表につきましては、本学ウェブサイトをご確認ください。

\*学校法人峯徳学園駐車場の利用が可能です。「駐車場利用許可証」を発行します。

